

羽村市の財政状況

平成26年度決算 羽村市財政白書概要版

はむりん



東京都羽村市

目次

羽村市の財政状況	1
◆ 羽村市の会計区分	1
決算の概要	2
◆ 平成 26 年度決算の概要	2
◆ 決算の推移	3
◆ 主な財政指標	3
歳入の状況	4
◆ 歳入の内訳	4
◆ 歳入の推移	5
◆ 市税の状況	5
◆ 普通交付税の状況	6
歳出の状況	8
◆ 目的別経費	8
◆ 性質別経費	10
基金と市債の推移	12
◆ 基金の状況	12
◆ 市債の状況	13
財政構造の弾力性	14
◆ 経常収支比率	14
◆ 公債費負担比率	15
健全化判断比率・資金不足比率	16
◆ 制度の概要	16
◆ 健全化判断比率	17
◆ 資金不足比率	21
市民一人あたりの数値	22
◆ 市民一人あたりの財政状況	22
◆ 市民一人あたりの基金残高	23
◆ 市民一人あたりの市債残高	23

羽村市の財政状況

羽村市の財政は、平成 26 年度決算において、市税収入が大幅に増加した一方で、依然として、少子高齢化に伴う社会保障関係費や公共施設の耐震化、維持補修のための経費などが増加している状況にあります。

引き続き、経常的経費の削減や歳入の確保を図りながら、健全で安定的な財政運営に努めていきます。

羽村市の会計区分

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されていますが、地方公共団体の財政の規模は、各々の団体によって設置される特別会計も違えば、一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な比較ができません。

このため、総務省が実施する「地方財政状況調査」では、普通会計という共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各団体間の財政比較が可能となるようにしています。

羽村市の会計は以下のとおりです。

普通会計(一般行政部門の会計)

一般会計

羽村駅西口土地区画
整理事業会計

公営事業会計(その他の会計)

公営企業会計

水道事業会計

下水道事業会計

国民健康保険
事業会計

後期高齢者
医療会計

介護保険事業会計

<注>

※本書においては、特に断りのない場合、普通会計を基準としています。羽村市では、一般会計と土地区画整理事業会計を合わせ、介護サービス事業分、重複額などを控除したものになります。

※26 市とは、羽村市を含めた東京都内の市を指します。

※市民一人あたりの数値は 1 月 1 日現在住民基本台帳人口を基準としています。(平成 27 年 1 月 1 日 56,604 人)

※表・グラフにおいて、四捨五入の関係から総額と内訳合計額が一致しない場合があります。

※平成 26 年度財務書類は作成中のため、完成次第、「財政白書」として発行する予定です。

決算の概要

平成 26 年度決算の概要

◇ 歳入

219 億 2,827 万円（前年度比 4 億 5,520 万円、2.1%増）

主要財源である市税が大幅に増額となったことなどにより、前年度と比較して 4 億 5,520 万円（2.1%）の増となりました。

◇ 歳出

213 億 1,291 万円（前年度比 4 億 6,598 万円、2.2%増）

歳出は私立保育園運営費、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金等の扶助費、並びに国民健康保険事業会計等への繰出金の増などにより、4 億 6,598 万円（2.2%）の増となりました。

◇ 決算収支

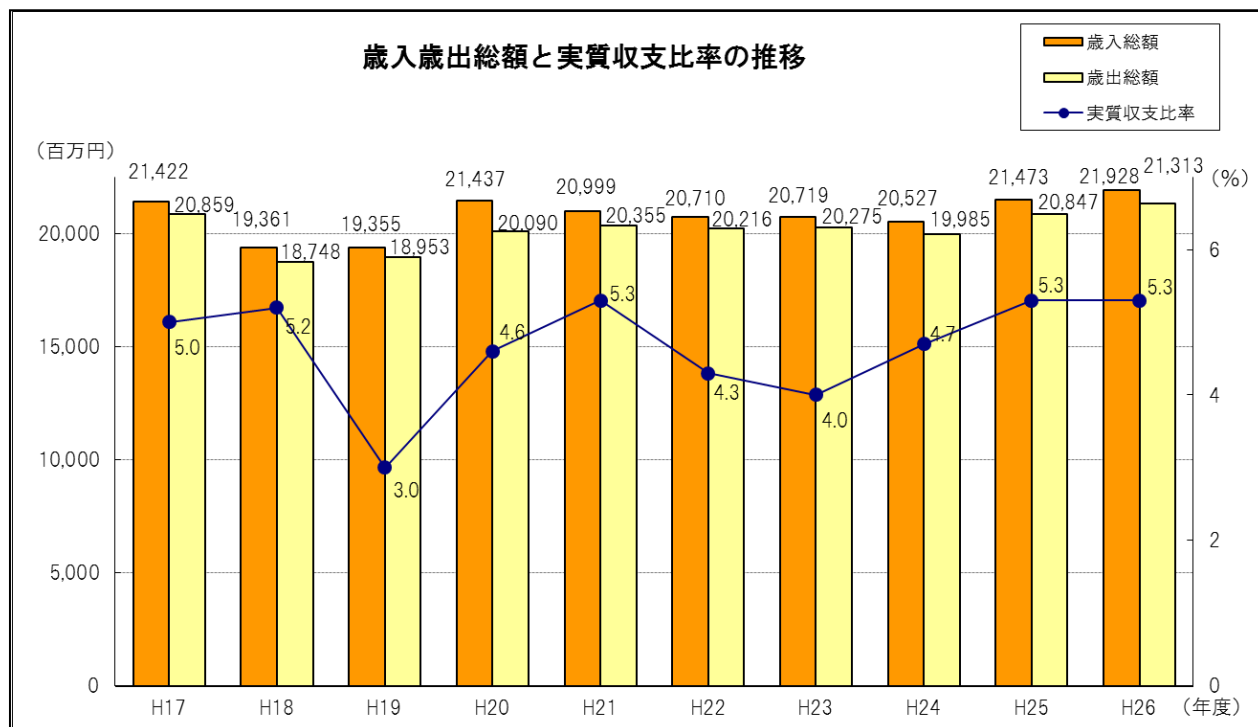
実質収支	5 億 8,758 万円	（前年度比 413 万円減）
単年度収支	△413 万円	（前年度比 6,600 万円減）
実質単年度収支	4 億 1,241 万円	（前年度比 1 億 3,925 万円増）

実質収支は 5 億 8,758 万円となり、黒字で決算を締めくくることができました。

決算の概要

決算の推移

平成 20 年度以降、歳入は 210 億円前後で推移しています。
また、実質収支比率は 3～5% 台の適正な範囲で推移しています。



主な財政指標

市の財政状況を示す主な財政指標は次のとおりです。

区 分		平成 26 年度	平成 25 年度	増 減	26 年度 26 市平均
実質収支比率	(%)	5.3	5.3	0.0	5.1
経常収支比率	(%)	92.3	94.9	△2.6	90.7
公債費負担比率	(%)	8.4	8.2	0.2	9.0
実質公債費比率	(%)	1.4	2.7	△1.3	1.1
財政力指数	3 か年	0.956	0.946	0.010	0.960
	単年度	0.971	0.953	0.018	0.980

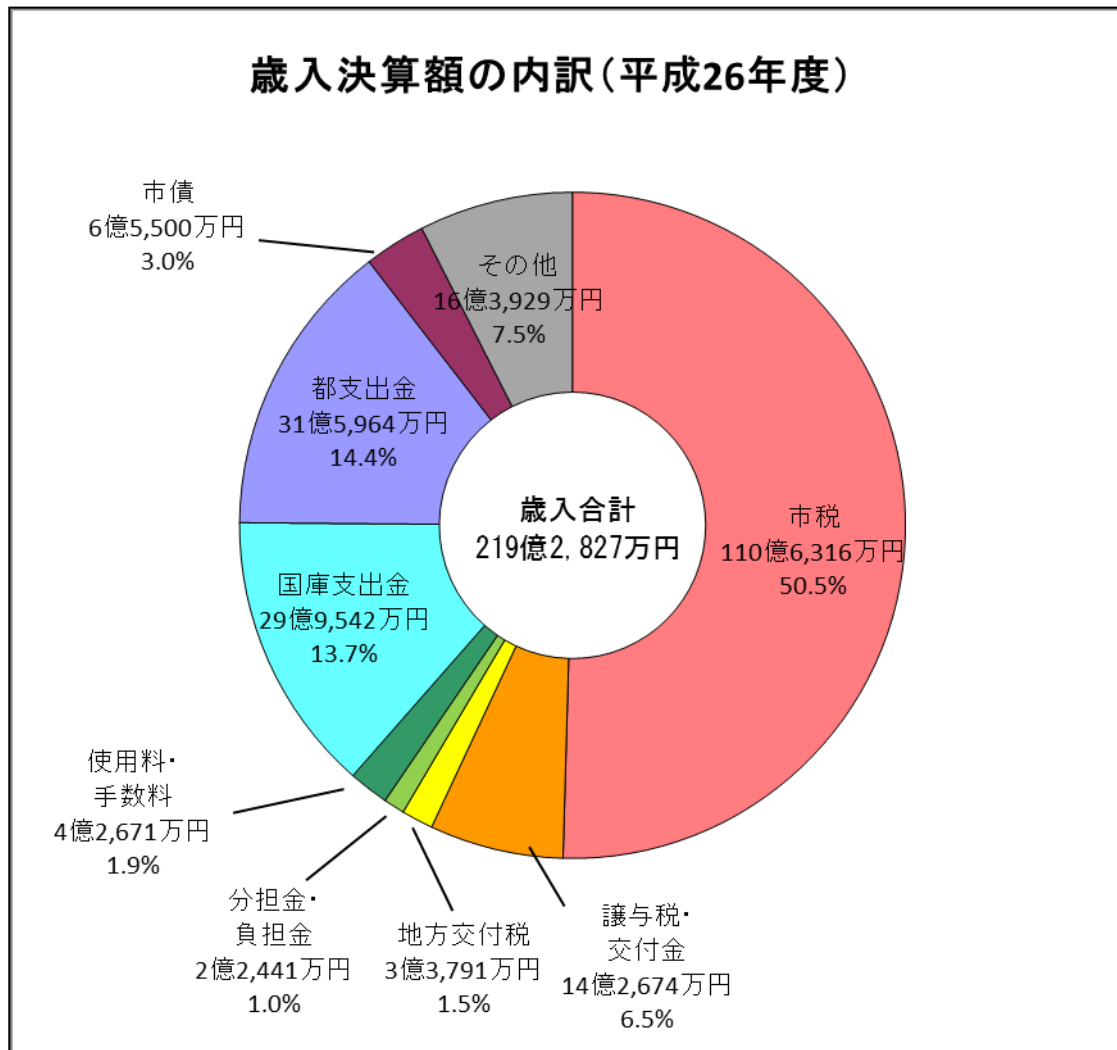
<注>

※経常収支比率については 14 頁、公債費負担比率については 15 頁を参照してください。

歳入の状況

歳入の内訳

歳入構成比は、市税が 50.5%と半分を占め、都支出金、国庫支出金と続いています。
市債は、6 億 5,500 万円を借り入れ、構成比は 3.0%となりました。



市税：市が課税権の主体である地方税。

譲与税・交付金：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金等、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金などが含まれます。

地方交付税：国税 5 税の一定割合の額を原資とし、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定のサービスを提供できるよう財源を保障するため、国から地方に交付されるもの。

国庫支出金：国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称。

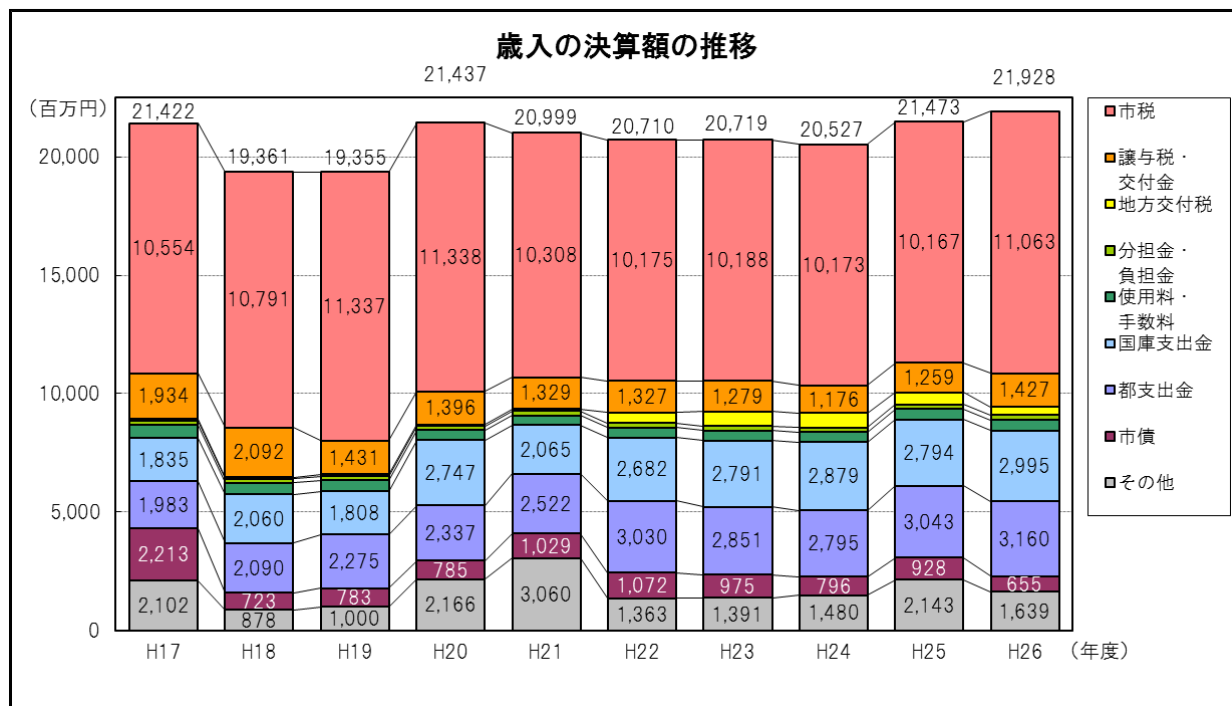
都支出金：都が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称。

市債：市が資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの。

歳入の状況

歳入の推移

主要財源である市税は、平成 20 年度以降、減少傾向にありましたが、本年度、大幅に増加し、6 年ぶりに 110 億円を超えるものとなりました。

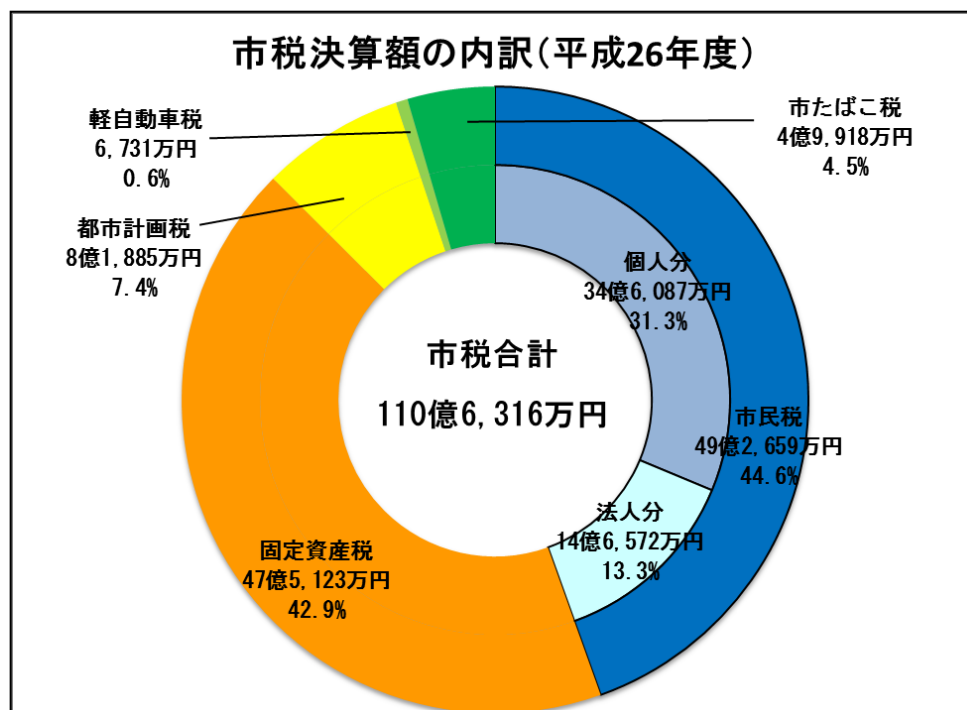


市税の状況

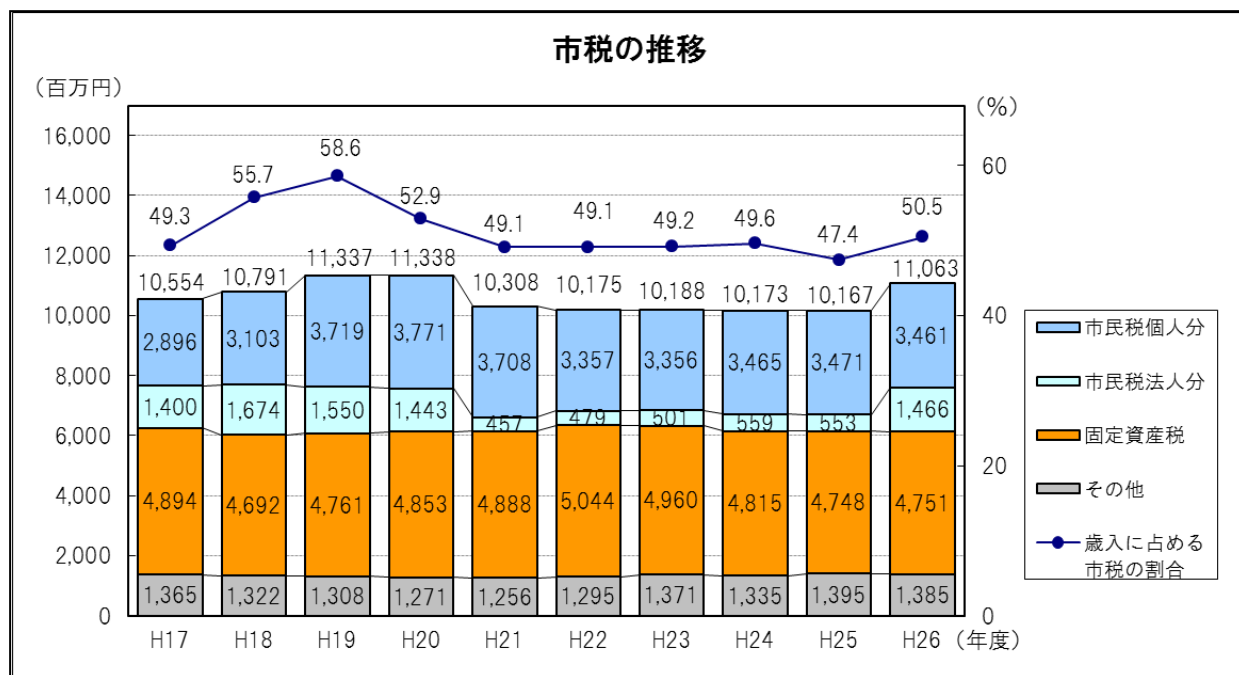
市税収入は 110 億 6,316 万円で、前年度と比較して 8 億 9,628 万円ほど増加しました。市税の構成割合は、市民税が 44.6%と最も高く、固定資産税、都市計画税、市たばこ税と続いています。

歳入全体に占める市税の割合は 50.5%で、前年度より 3.1 ポイント上回りました。

なお、全庁的な市税収納対策を実施し、徴収率の向上に努め、自主財源の確保を図りました。



歳入の状況

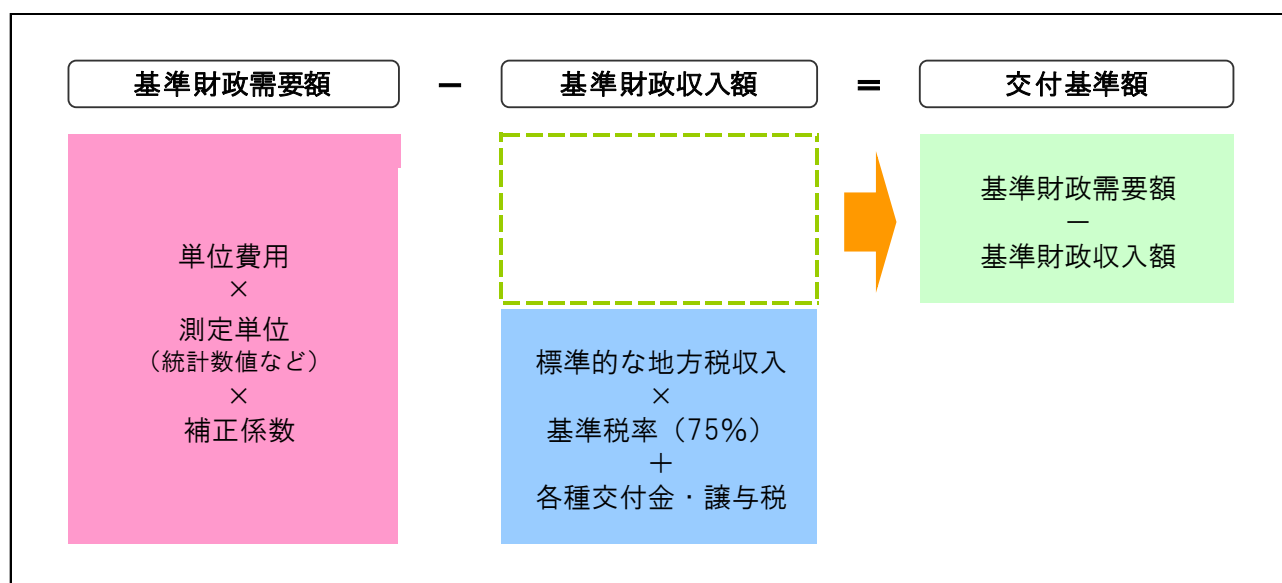


普通交付税の状況

普通交付税制度は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、住民が標準的なサービスを受けられるようにするため、国が徴収した税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合と地方法人税の全額。なお、たばこ税は平成 27 年度より除外。）を地方自治体に配分するものです。

◇ 普通交付税の算定方式

次のような仕組みで普通交付税の額が算定されています。



<注>

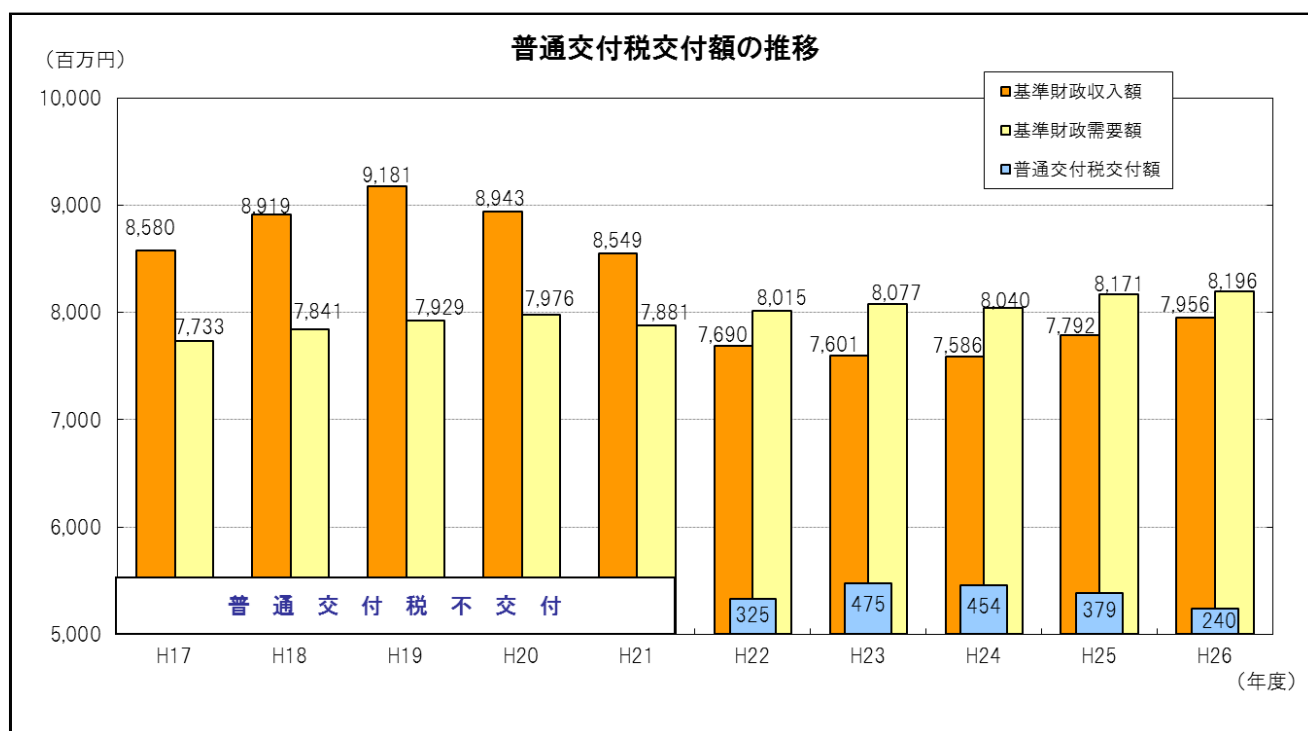
※国の一定のルールに基づき算定された「基準財政需要額」と「基準財政収入額」の差により、普通交付税の交付・不交付が決定されます。普通交付税は、基準財政需要額より基準財政収入額が少ない場合は差額分を補うために交付されますが、多い場合は交付されません。

歳入の状況

◇ 平成 26 年度普通交付税の算定結果

当初算定において基準財政収入額については、地方消費税交付金や市民税法人税割の増などにより対前年度比で 1 億 6,316 万円増加し、また、基準財政需要額については、費目新設による地域の元気創造事業費の増、単位費用の増に伴う高齢者保健福祉費の増などにより対前年度比で 2,411 万円の増加となり、基準財政収入額と基準財政需要額との差引きでは 2 億 4,009 万円の財源不足が生じ、調整の結果、2 億 3,360 万円の交付決定を受けました。

その後、国の第 1 号補正に基づき、普通交付税の調整額の復活に要する額が追加交付され、変更決定後の交付額は 2 億 4,009 万円となりました。



歳出の状況

歳出決算総額は 213 億 1,291 万円で前年度と比較して 4 億 6,598 万円（2.2%）の増加となりました。

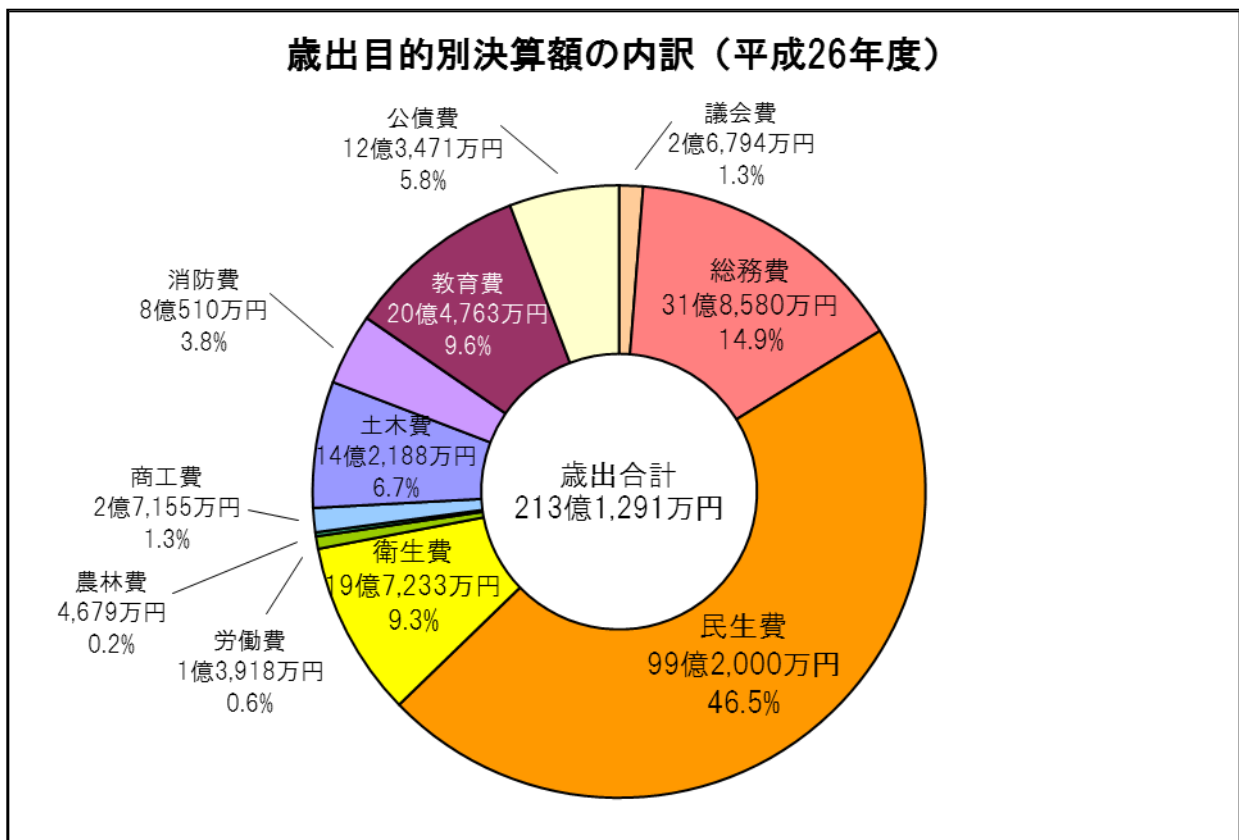
歳出の内容を分析するため、「目的別経費」と「性質別経費」の二つの分類方法により見ていきます。

目的別経費

目的別経費は、支出の目的により分類するものです。

目的別経費の構成比の順位は、1 位が民生費、2 位が総務費、3 位が教育費となっており、この3つで全体の7割近くを占めています。

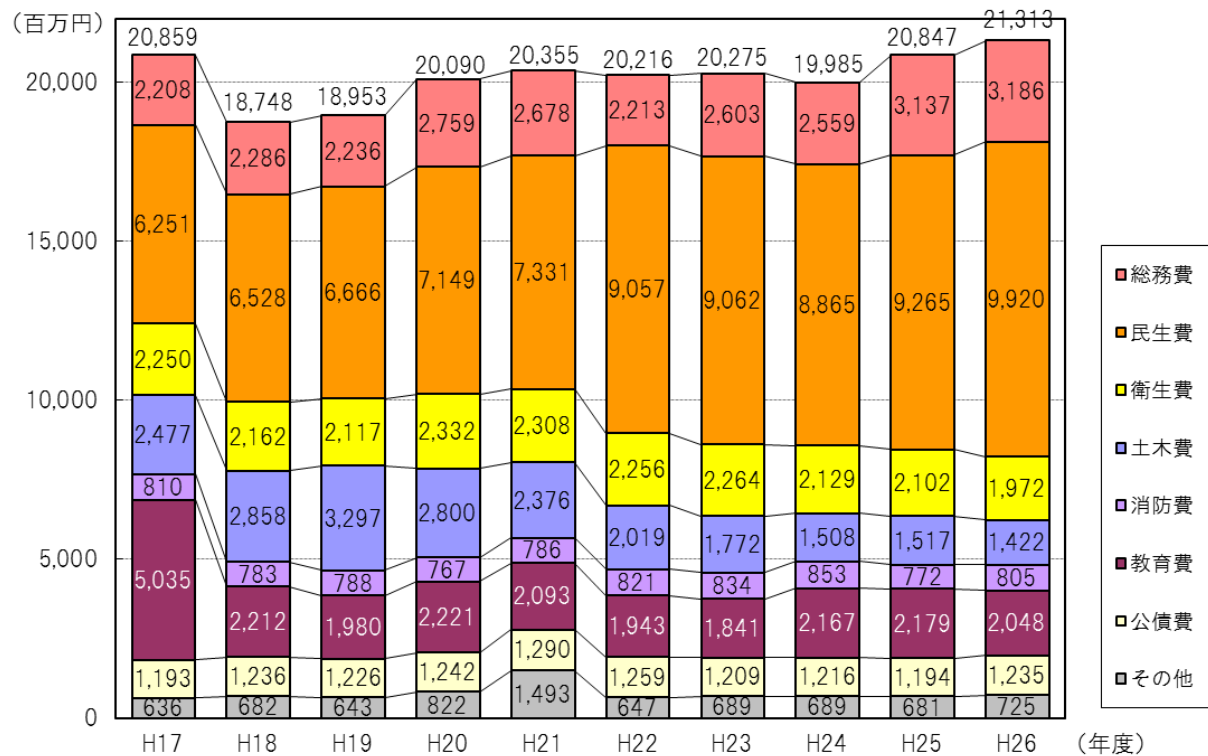
推移を見ると、民生費が増加傾向にあることがわかります。



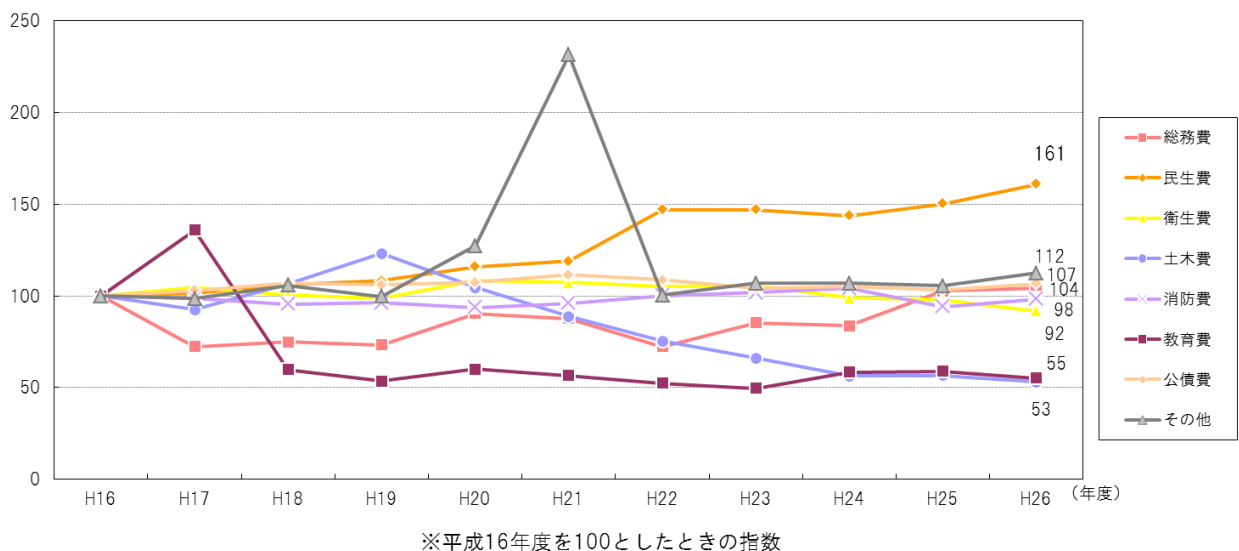
議会費：議会運営などの経費
総務費：庁舎管理、徴税、戸籍などの行政運営経費
民生費：高齢者、児童、障害者などの福祉の充実などの経費
衛生費：市民の健康を守ること、ごみ処理などの経費
労働費：勤労者の福祉、働く場の提供などの経費
農林費：農業、畜産業の振興などの経費
商工費：商工業・観光の振興、消費者行政などの経費
土木費：道路、公園や市街地の整備などの経費
消防費：火災や地震などの災害に備えるための経費
教育費：学校教育や文化・スポーツの振興などの経費
公債費：借入れた市債の返済金

歳出の状況

歳出目的別決算額の推移



歳出目的別決算額の推移(平成16年度対比)



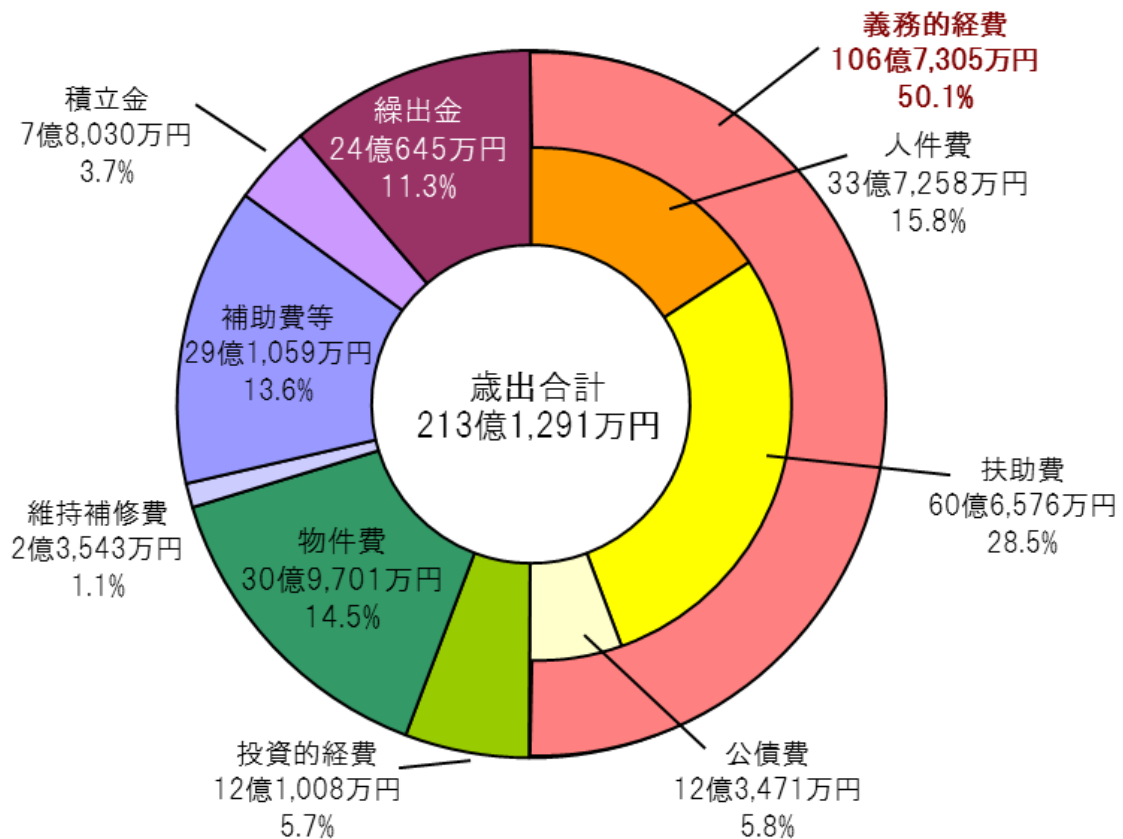
歳出の状況

性質別経費

性質別経費は、支出した対象の経済的性質により分類するものです。

支出が義務づけられ、任意に削減できない義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、投資的経費（普通建設事業費など）、その他の経費（物件費、維持補修費、補助費等、積立金、繰出金など）に分類されます。

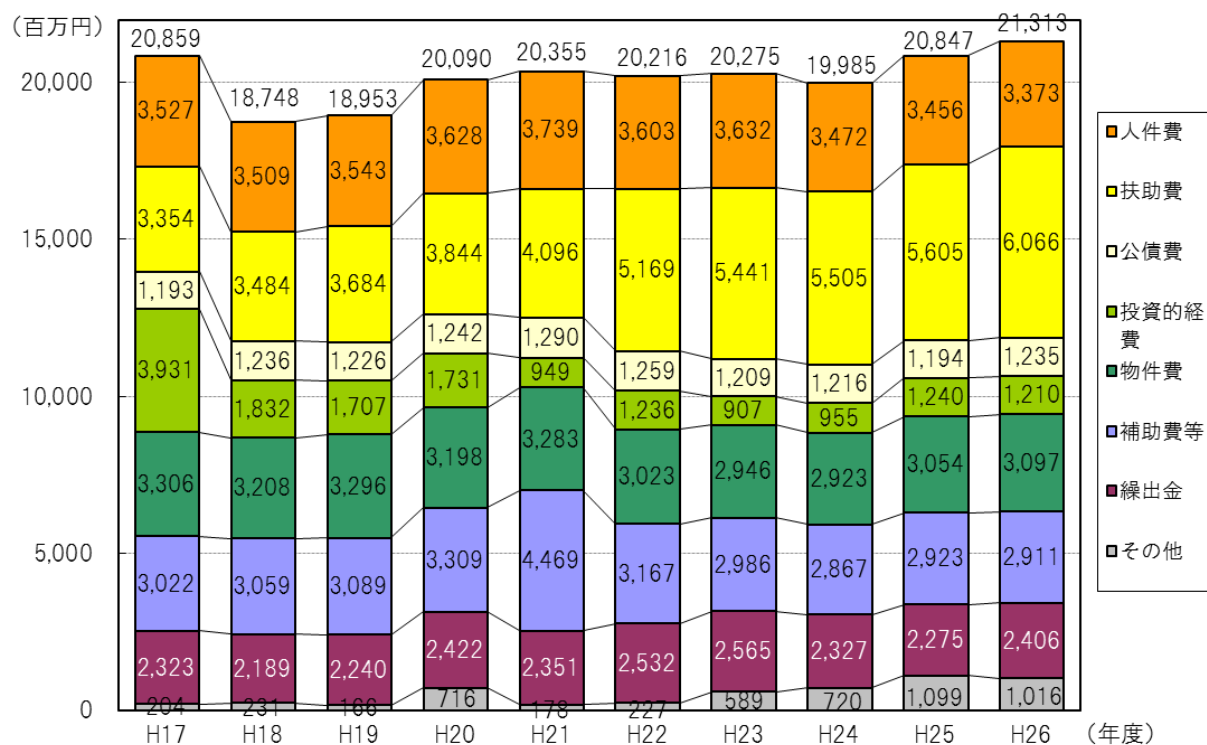
歳出性質別決算額の内訳（平成26年度）



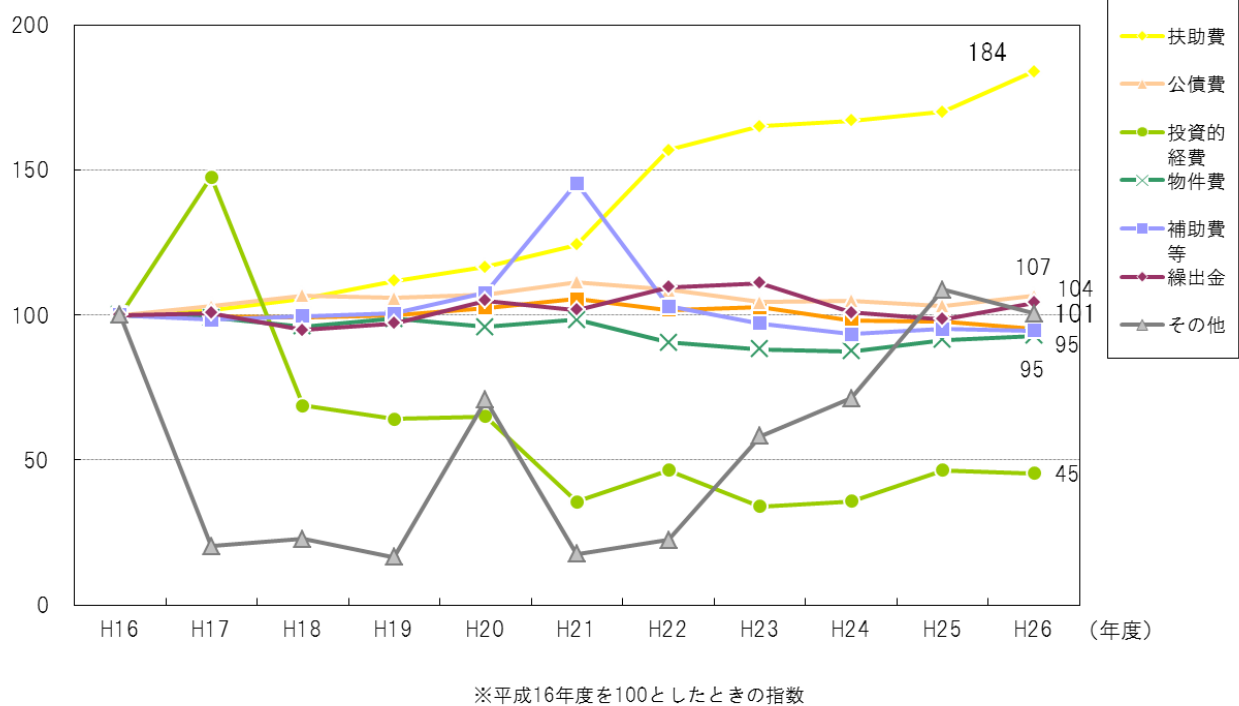
- 人件費 : 職員の給与や市議会議員の報酬などの経費
- 扶助費 : 高齢者、児童、障害者などを援助するための経費
- 公債費 : 借入れた市債の返済金
- 普通建設事業費 : 社会資本形成となるもので、災害復旧事業費以外の建設事業費
- 物件費 : 賃金、旅費、役務費、委託料などの消費的経費
- 維持補修費 : 市が管理する公共施設などを維持するための修繕費
- 補助費等 : 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金など
- 積立金 : 特定の目的のために設けられた基金などへの積立金
- 繰出金 : 特別会計に移動されて支出される経費

歳出の状況

歳出性質別決算額の推移



歳出性質別決算額の推移（平成16年度対比）



基金と市債の推移

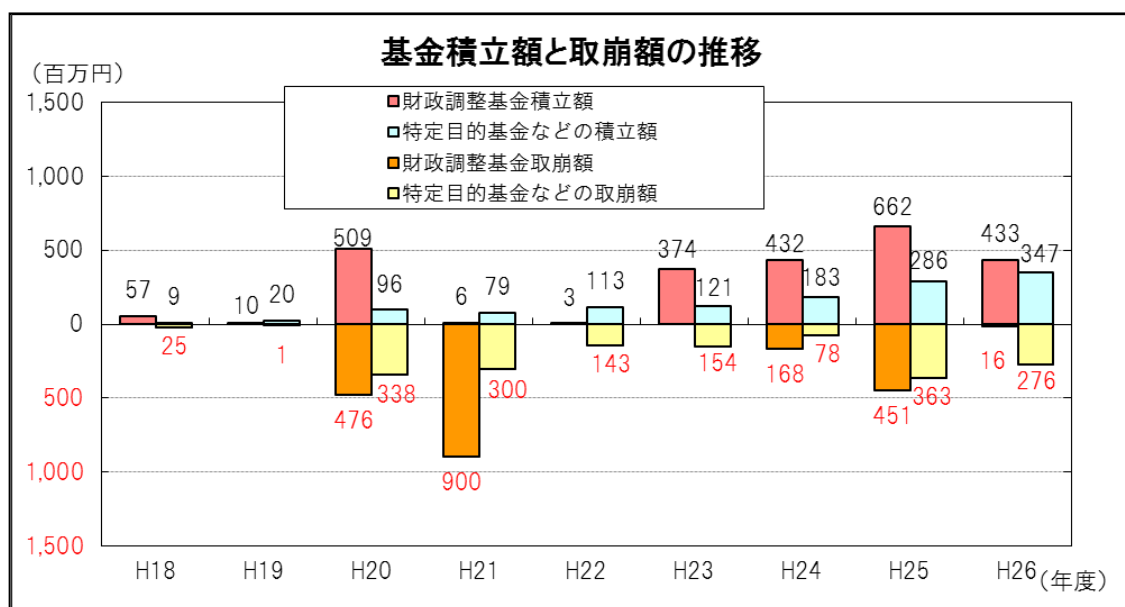
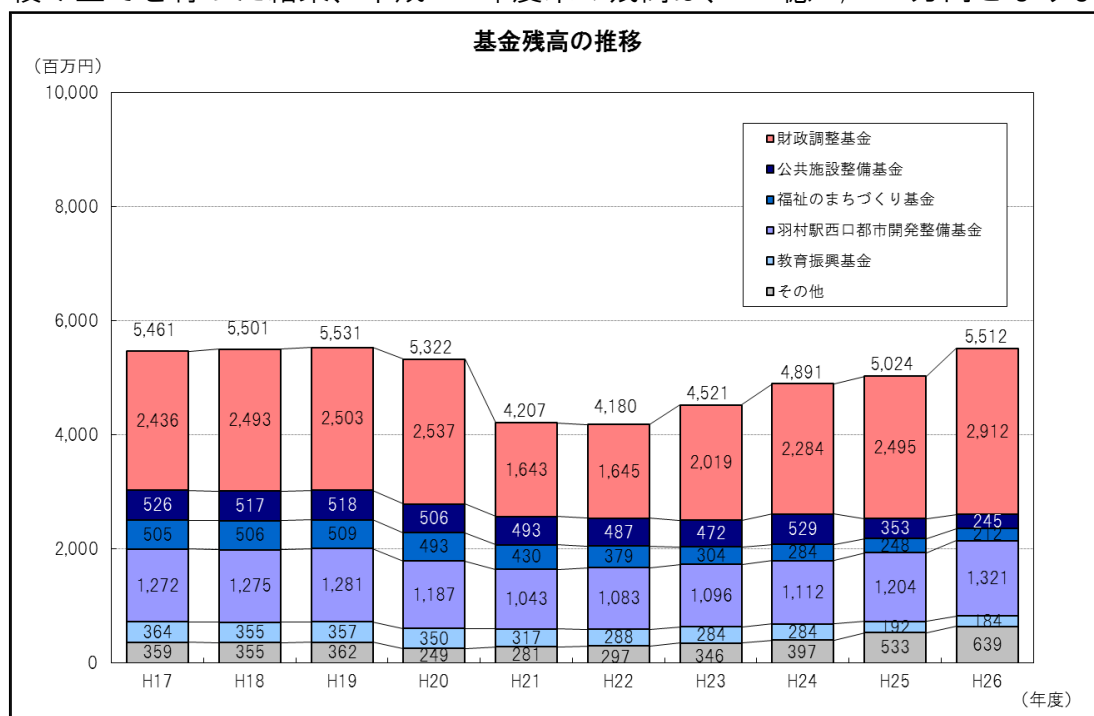
基金の状況

基金は、一般家庭の「貯金」にあたります。将来の財政運営に備えて積み立てておき、年度間の財源調整や計画事業の実現などに活用しています。

平成 26 年度末の基金残高は 55 億 1,198 万円で、前年度末に比較して 4 億 8,752 万円の増加となりました。

財政調整基金は、当初予算において 7 億 3,734 万円を繰り入れていましたが、市税収入の増加や財源の確保に全庁を挙げて取り組んだことなどにより、ほぼ全額を繰り戻し、さらに 4 億 3,290 万円を積み立てることができたため、平成 26 年度末の残高は、前年度末に比較して 4 億 1,654 万円増の 29 億 1,151 万円となりました。

また、特定目的基金については、それぞれの事業執行のために、2 億 7,642 万円を取り崩した一方で、羽村駅西口都市開発整備基金、健康で安心して暮らせるまちづくり基金などへの積み立てを行った結果、平成 26 年度末の残高は、25 億 9,831 万円となりました。



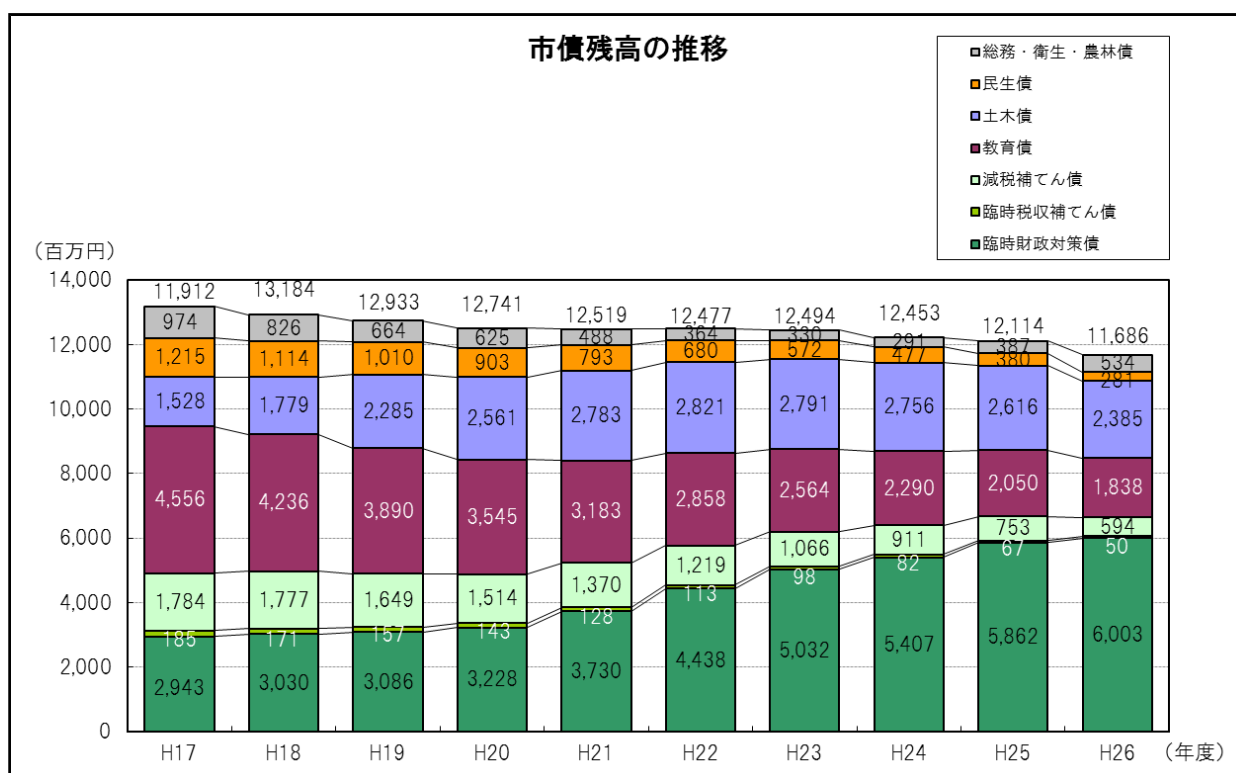
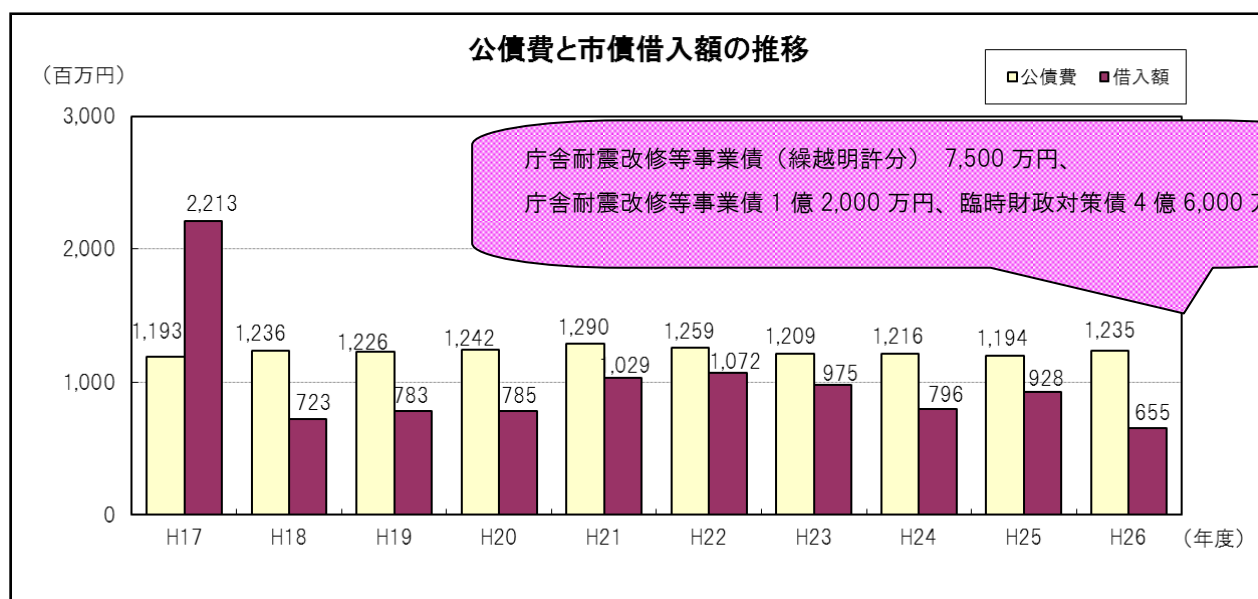
基金と市債の推移

市債の状況

市債は、一般家庭の「借金（ローン）」にあたります。

公共施設などの大規模な建設事業等を行う場合には、多額の費用を必要とするため、借入れを行い長期間にわたり返済するものです。市債には財源を補う目的のほかに、将来その公共施設などを利用する人にも公平に負担していただくという目的（世代間負担の公平）もあります。

平成 26 年度の市債借入額は 6 億 5,500 万円で、年度末の市債残高は 116 億 8,592 万円となりました。今後も、将来の財政負担を考慮しながら計画的に市債の借入れを行い、財源として有効に活用していきます。

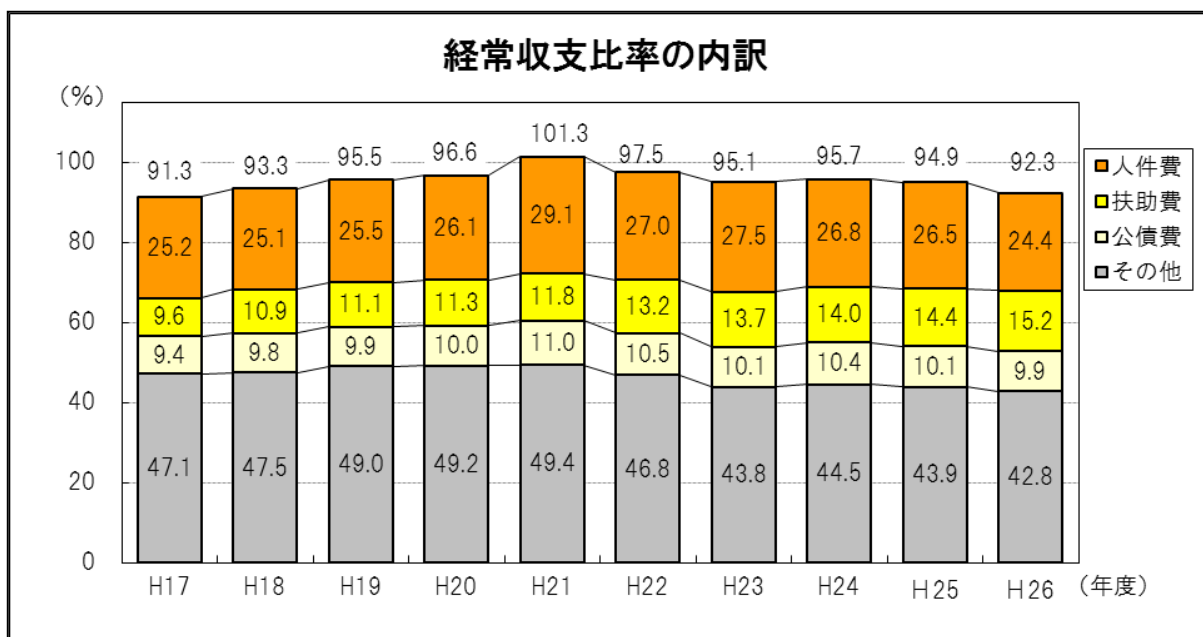
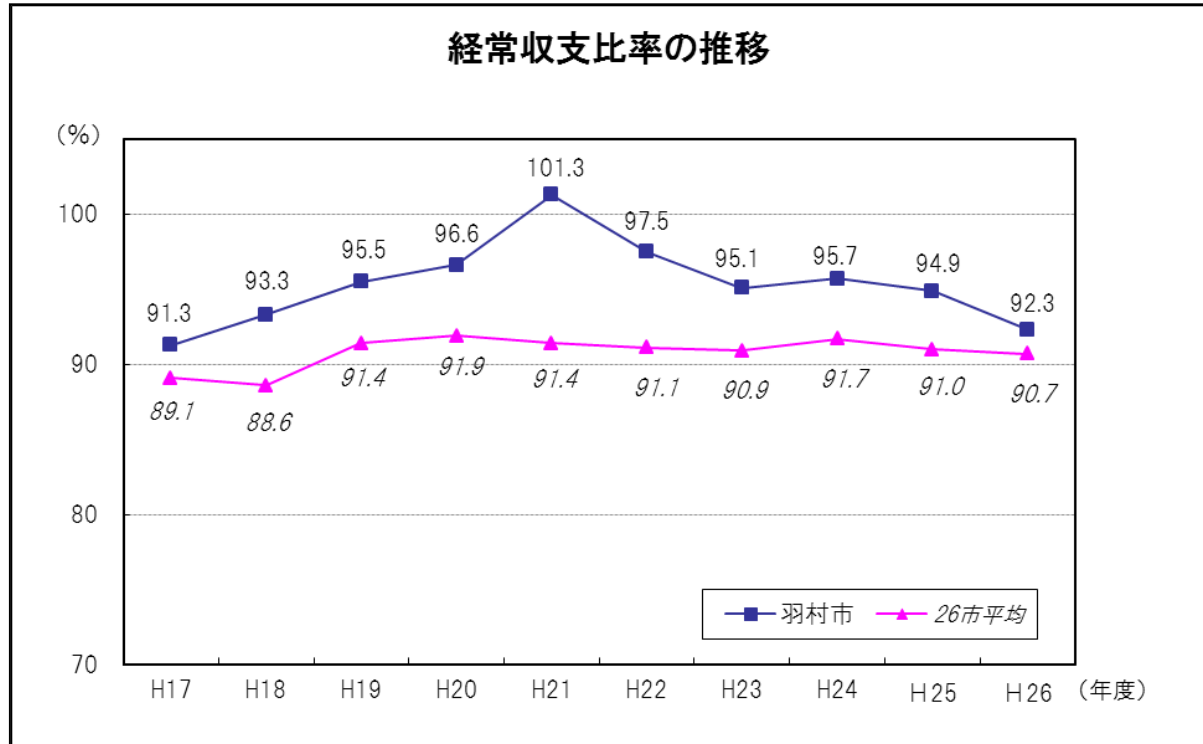


財政構造の弾力性

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、そのための財源を確保することが必要となり、その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といいます。

経常収支比率

財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より 2.6 ポイント低下し 92.3%となりました。今後も少子高齢社会を背景に、扶助費などの経常的経費の増加が見込まれますが、行財政改革を通じ、効率的な財政運営を図り、比率の縮減に努めていきます。



$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等※}} \times 100 (\%)$$

※減税補てん債 (H14～18)、減収補てん債 (H19～23)、臨時財政対策債を含む

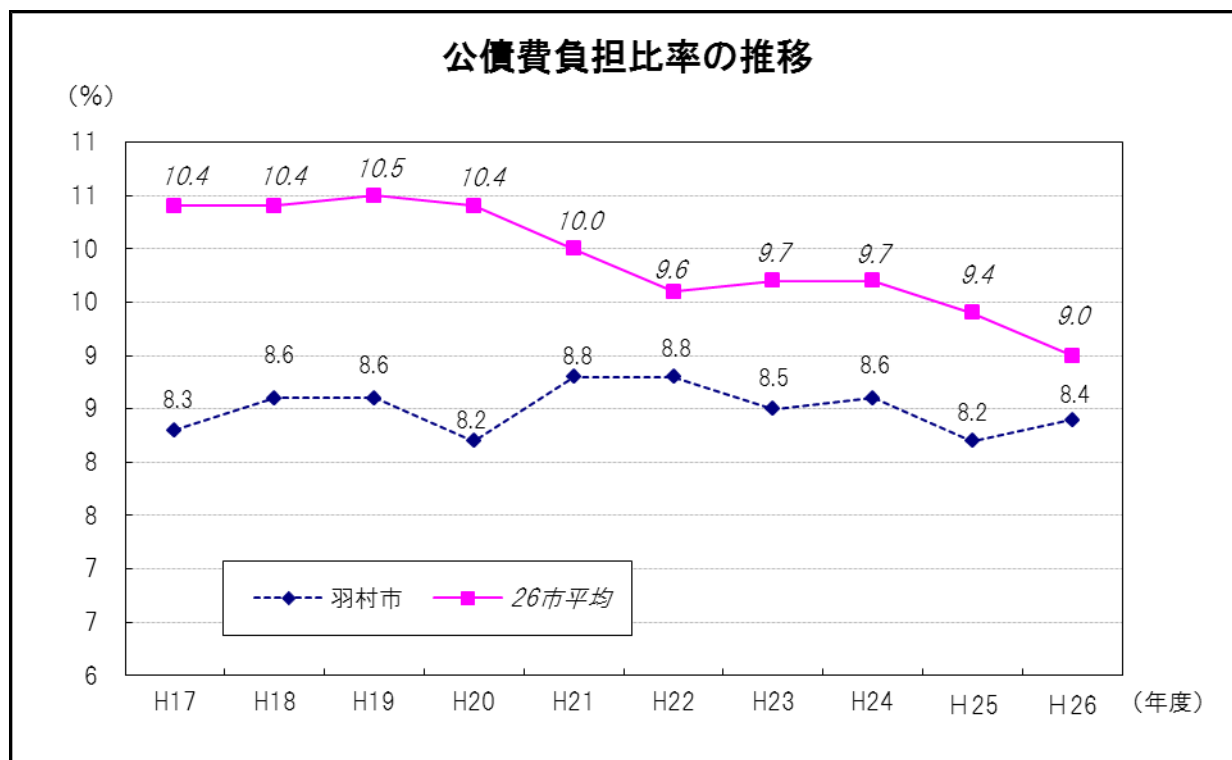
財政構造の弾力性

公債費負担比率

公債費負担比率は、一般財源の総額に対し、これまでに借り入れた地方債の元利償還金に充てられた一般財源（公債費充当一般財源等）が占める割合です。この比率は財政構造の弾力性を見る尺度の一つで、15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号とされています。

公債費負担比率は8.4%となり、前年度よりも0.2ポイント上がりましたが、依然として低い数値を維持しています。なお、26市の平均は9.0%となっています。

今後も公債費が市の財政を圧迫しないよう計画的な借入に努めます。



$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源等}}{\text{一般財源総額※}} \times 100 (\%)$$

※歳出総額充当一般財源等＋歳計剰余金充当一般財源等

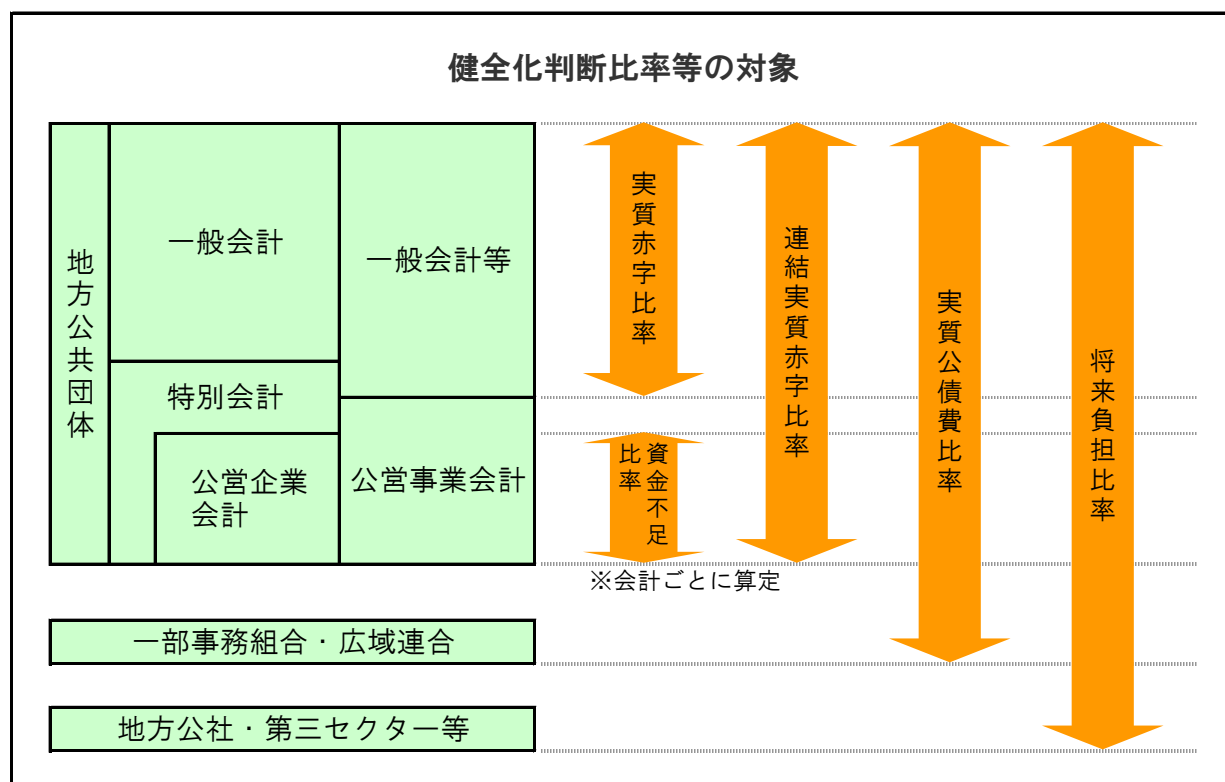
健全化判断比率・資金不足比率

制度の概要

平成 19 年 6 月、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

この法律に基づく「健全化判断比率」および「資金不足比率」については、平成 19 年度決算から算定し、監査委員の審査を行い議会に報告するとともに、公表することとなっています。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合または資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画などを策定し、計画的に財政の健全化に向けて取り組まなければなりません。



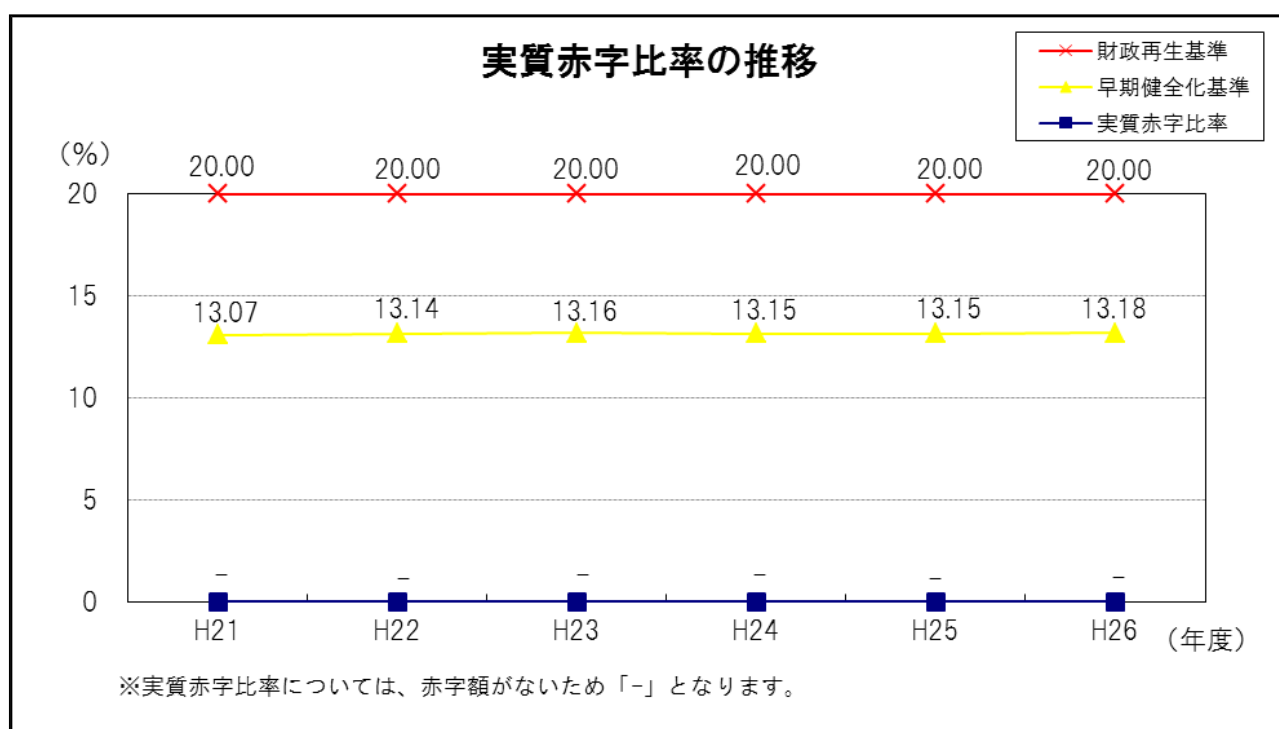
健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率

健全化判断比率は、一般会計等の実質赤字の比率を示す「実質赤字比率」、全ての会計の実質赤字の比率を示す「連結実質赤字比率」、公債費および公債費に準じた経費の比重を示す「実質公債費比率」、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負担を捉えた比率である「将来負担比率」の4指標であり、平成26年度決算における数値は次のとおりで、いずれの比率も早期健全化基準以下となっています。

◇ 実質赤字比率

前年度に引き続き、実質赤字比率はありません。



$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

※一般会計等の実質的な赤字額の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合です。これにより、財政の規模に対して単年度の実質的な赤字額がどのくらいの割合を占めているかわかります。

<注>

※早期健全化基準（イエローカード）

4指標のいずれかがこの基準値以上になると「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画」の策定が義務付けられ、議会の議決を経て定め、都知事（国）へ報告することになります。

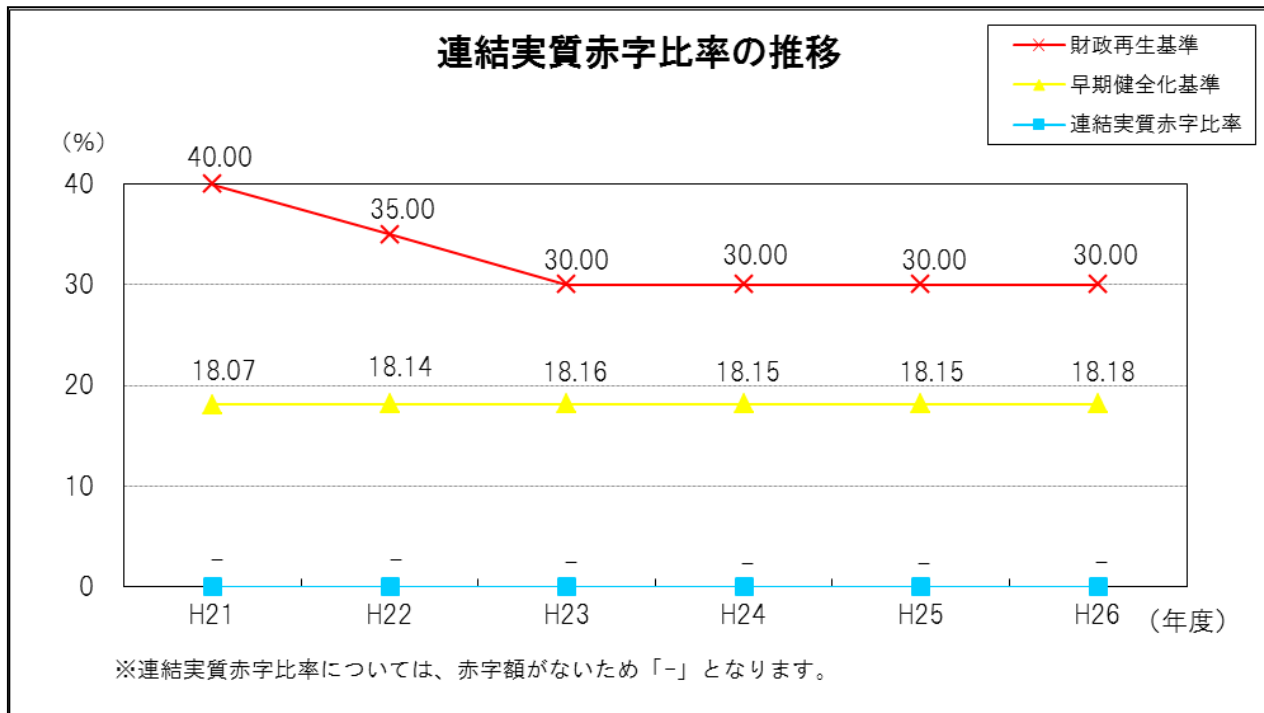
※財政再生基準（レッドカード）

3指標のいずれかがこの基準値以上になると「財政再生団体」となり、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、議会の議決を経て定め、都知事を経由して総務大臣へ報告することになります。

健全化判断比率・資金不足比率

◇ 連結実質赤字比率

前年度に引き続き、連結実質赤字比率はありません。



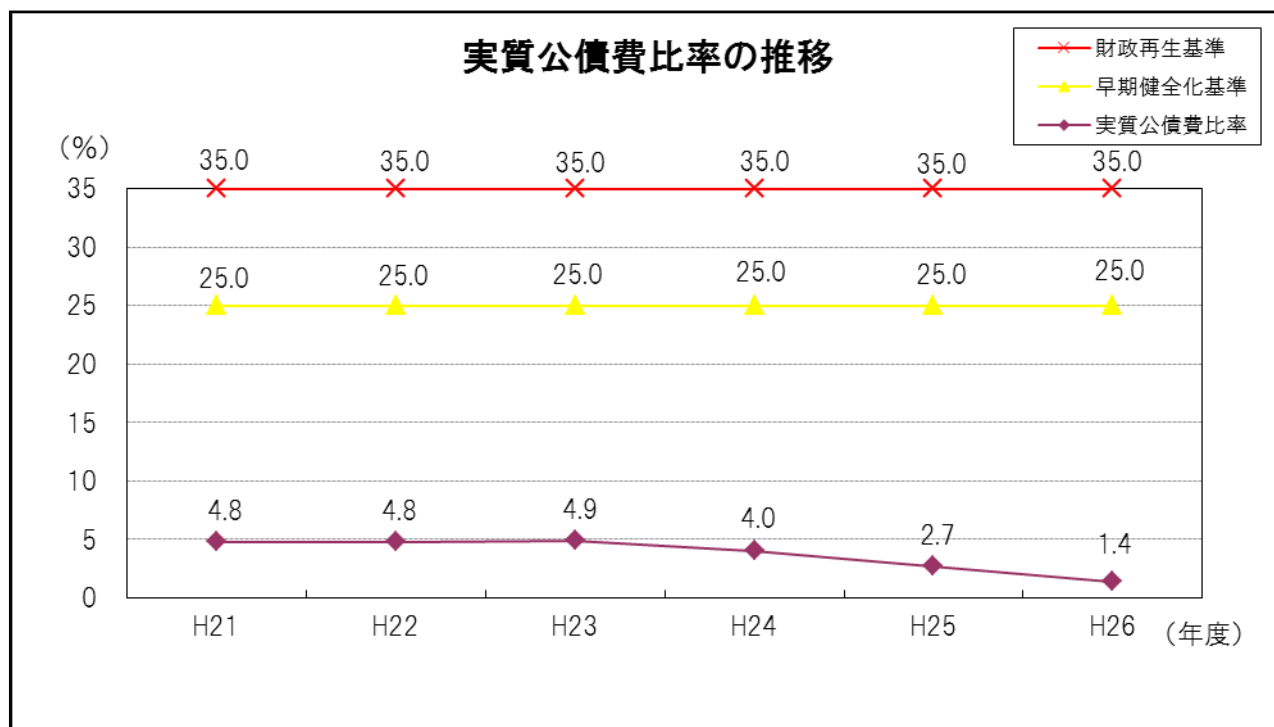
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

※一般会計に各特別会計の実質赤字額、公営企業の資金不足額を加えた、市の全会計の実質的な赤字額の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合です。これにより、全会計を合算した単年度の赤字の状況について見ることができます。

健全化判断比率・資金不足比率

◇ 実質公債費比率

実質公債費比率は、前年度の 2.7% から 1.3 ポイント低い 1.4% となりました。



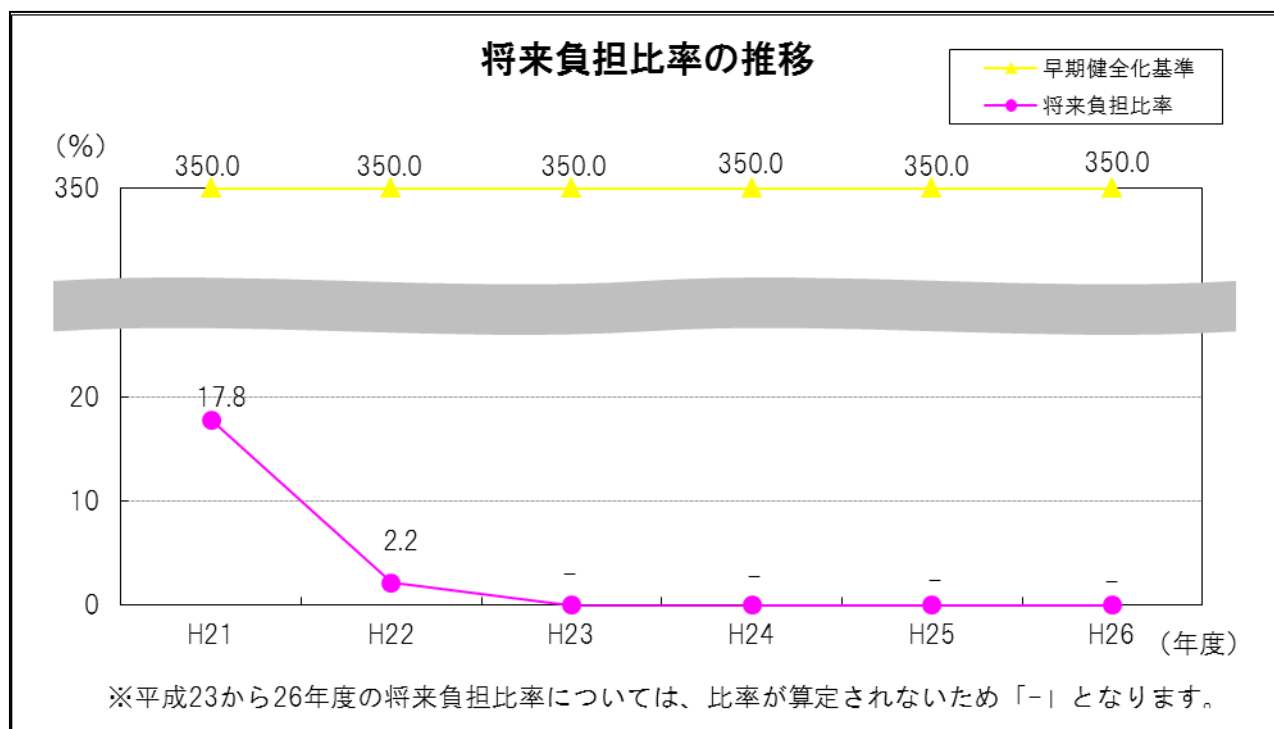
$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$$

※一般会計等が負担する実質的な返済額（元利償還金および準元利償還金）の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合で、3 か年間平均により表します。

健全化判断比率・資金不足比率

◇ 将来負担比率

前年度に引き続き、将来負担比率はありません。これは、下水道事業会計や一部事務組合の地方債償還が進んだことなどにより、将来負担比率の算定項目である将来負担額の一部である公営企業債等繰入見込額および組合等負担等見込額が減少しているためです。



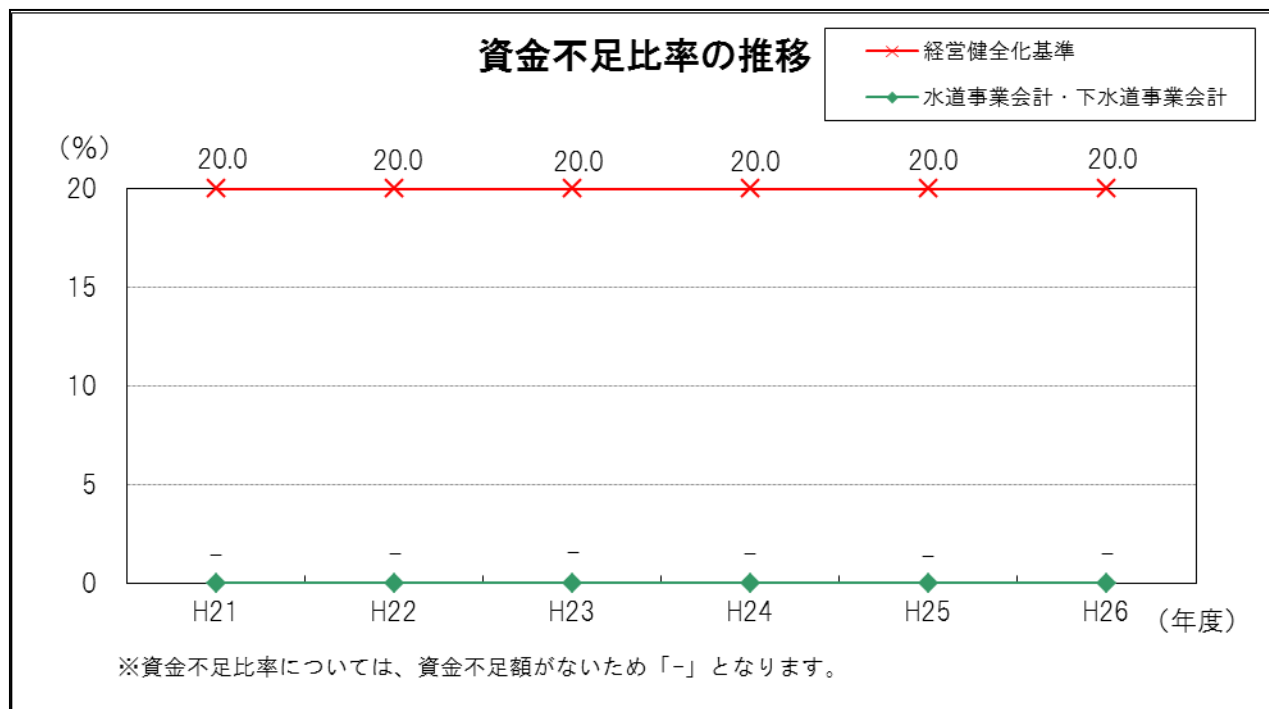
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$$

※市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合比率です。

健全化判断比率・資金不足比率

資金不足比率

市で対象となる企業会計は、水道事業会計および下水道事業会計であり、前年度に引き続き資金不足比率はありません。



$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 (\%)$$

※公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額を示す比率です。

<注>

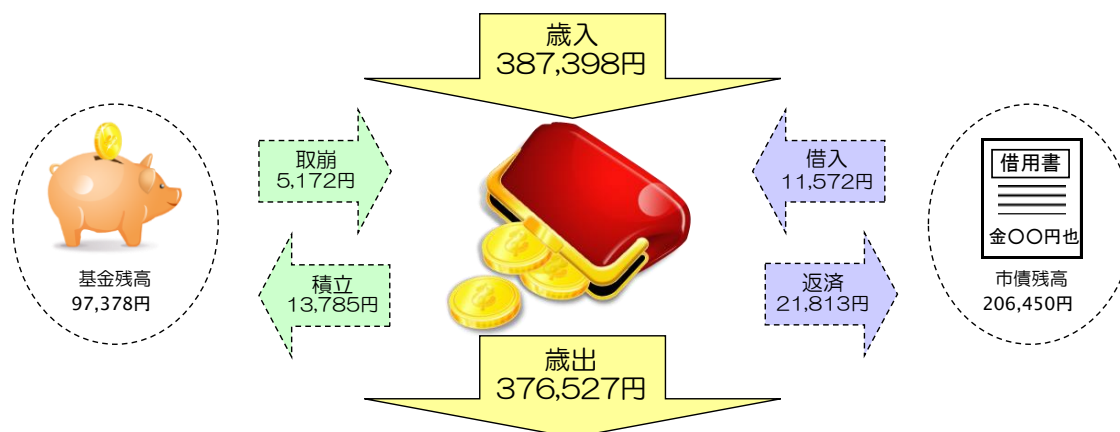
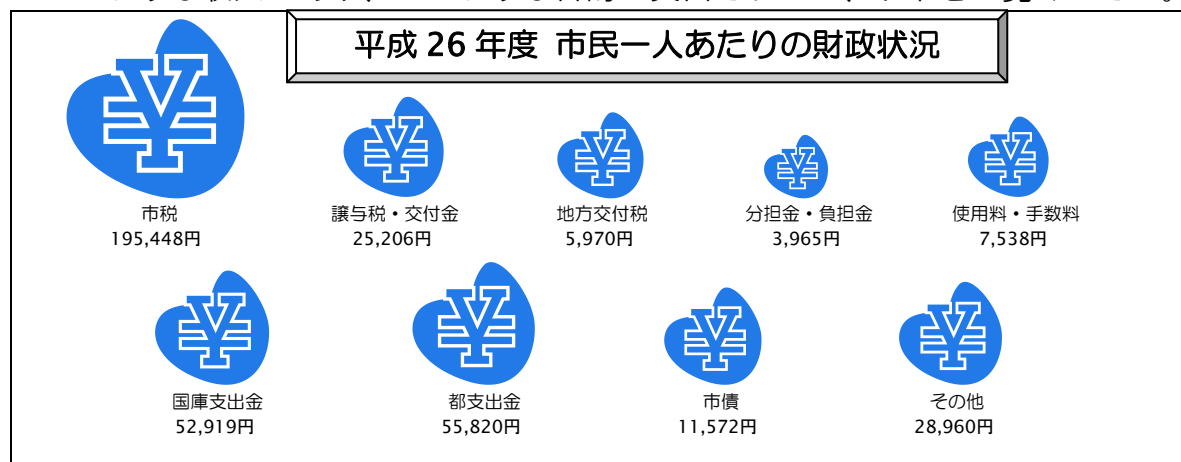
※経営健全化基準

資金不足比率がこの基準値以上になると「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、議会の議決を経て定め、都知事を経由して総務大臣へ報告することになります。

市民一人あたりの数値

市民一人あたりの財政状況

平成 26 年度の市民一人あたりの歳入は 38 万 7,398 円、歳出は 37 万 6,527 円です。
どのような収入があり、どのような目的に支出されたか、以下をご覧ください。

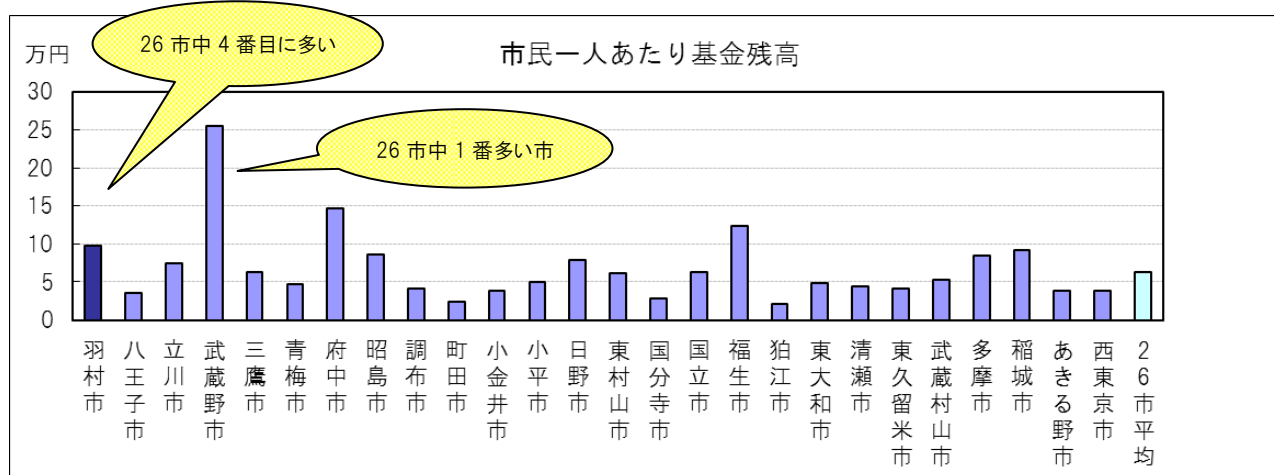


議会費 4,734円 議会運営に 	総務費 56,282円 庁舎の管理や徴税、戸籍、広報、選挙など行政運営に 	民生費 175,253円 高齢者、児童、障害者などの福祉の充実に 	衛生費 34,844円 市民の健康を守ることやごみ処理などに 
労働費 2,459円 勤労者の福祉、働く場の提供などに 	農林費 827円 農業、畜産業の振興に 	商工費 4,797円 商工業・観光の振興、消費者行政に 	土木費 25,120円 道路、公園や市街地の整備に 
消防費 14,223円 火災や地震などの災害に備えて 	教育費 36,175円 学校教育や文化・スポーツの振興に 	公債費 21,813円 借入れた市債の返済に 	諸支出金 0円 その他 
災害復旧費 0円 災害により生じた被害の復旧 			

市民一人あたりの数値

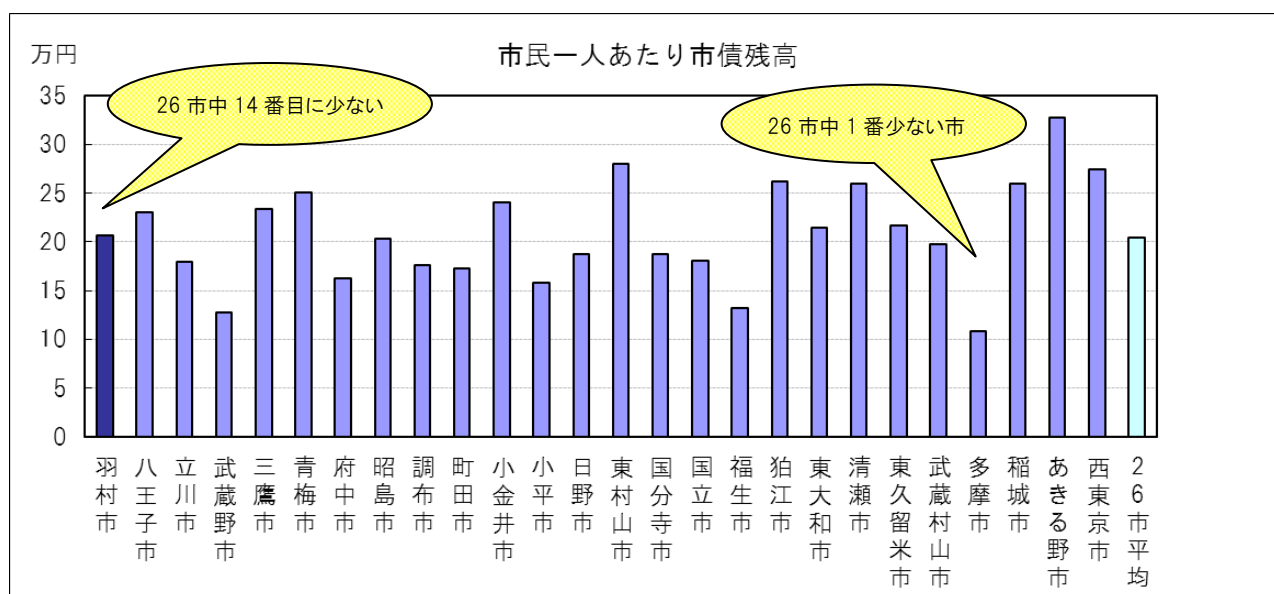
市民一人あたりの基金残高

平成 26 年度末の市民一人あたりの基金残高は、9 万 7,378 円（26 市平均 6 万 3,539 円）です。



市民一人あたりの市債残高

平成 26 年度末の市民一人あたりの市債残高は、20 万 6,450 円（26 市平均 20 万 4,574 円）です。



これからも市民のみなさんに、
羽村市の財政状況に興味をもって
もらえるように、できるだけわかり
やすくお知らせしていくりん。

羽村市の財政状況

平成 26 年度決算 羽村市財政白書概要版

平成 27 年 11 月発行

発行 羽村市

編集 羽村市財務部財政課

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

Tel 042-555-1111(代) 内線 318

Fax 042-554-2921

E-mail s102500@city.hamura.tokyo.jp